

市第92号議案

地方税法第 314 条の 7 第 1 項第 4 号に掲げる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人等を定める条例の制定

地方税法第 314 条の 7 第 1 項第 4 号に掲げる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人等を定める条例を次のように定める。

平成24年12月 6 日提出

横浜市長 林 文 子

横浜市条例（番号）

地方税法第 314 条の 7 第 1 項第 4 号に掲げる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人等を定める条例

地方税法（昭和25年法律第 226 号）第 314 条の 7 第 1 項第 4 号に掲げる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人（特定非営利活動促進法（平成10年法律第 7 号）第 2 条第 2 項に規定する特定非営利活動法人をいう。以下同じ。）及び当該特定非営利活動法人に係る横浜市市税条例（昭和25年 8 月横浜市条例第34号）第29条の 4 の 3 第 2 項の期間を別表のとおり定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

別表

特定非営利活動法人の名称	主たる事務所の所在地	横浜市市税条例 第 29 条の 4 の 3 第 2 項の期間
特定非営利活動法人ろばと野草の会	中区松影町 3 丁目11番地の 2	平成24年 1 月 1 日から 平成29年12月31日まで
特定非営利活動法人ばれっとの会	鶴見区鶴見中央三丁目26番14号	平成24年 1 月 1 日から 平成29年12月31日まで
特定非営利活動法人ふらっとステーション・ドリーム	戸塚区深谷町1,411番地の 5	平成24年 1 月 1 日から 平成29年12月31日まで

特定非営利活動法人ワーカーズ ・コレクティブ樹	金沢区富岡東一丁目10番 12号	平成24年1月1日から 平成29年12月31日まで
特定非営利活動法人アクション ポート横浜	中区山下町25番地の1	平成24年1月1日から 平成29年12月31日まで

提 案 理 由

地方税法第 314 条の 7 第 1 項第 4 号に掲げる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人等を定めるため、地方税法第 314 条の 7 第 1 項第 4 号に掲げる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人等を定める条例を制定したいので提案する。